

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日から、A県B町所在のC支部に労働保険事務の処理を委託し、平成〇年〇月〇日に労災保険法第35条に基づく第二種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働基準局長から承認を受けているものである。

請求人は、大工として建設作業に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、A県D市所在の会社Eが元請として施工する同市所在のF新築工事現場において、足場の取り外し作業中に足場枠が崩れ、顎に当たり負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、G病院に受診し「下顎骨骨折」と診断され、翌日、H病院に転医し、「右側下顎骨骨折、左側下顎関節突起骨折、頤末梢神経障害」と診断され、更にその後複数の医療機関に受診して「頸椎捻挫、めまい」などの傷病名が追加され、加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、I診療所に受診し「外傷性脳損傷」と

診断された。

請求人は、本件災害による傷病が再発したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件災害による傷病との因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症したとする外傷性脳損傷が本件災害による傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人らは、I診療所において外傷性脳損傷と診断されたことから、本件災害による傷病が再発したと主張しているので、以下、検討する。

（2）再発の認定要件については、決定書別紙の判断の要件のとおりであり、再発と認定されるためには、次のすべての要件を満たすこととされている。

① 当初の業務上の事由又は通勤による傷病と再発とする症状の発現との間に医学的にみて相当因果関係が認められること

② 治ゆ時の症状に比べ再発時の症状が増悪していること

③ 治療効果が期待できるものであること

（3）当審査会は、上記再発の認定要件の取扱いを妥当と判断するので、以下、認定要件に照らして検討する。

ア 本件災害による傷病と外傷性脳損傷との因果関係について

J 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「初診時の症状を不全四肢麻痺、多発脳神経麻痺、神経因性膀胱、高次脳機能障害、傷病名を外傷性脳損傷とし、その診断根拠は諸検査で脳損傷が実証されたことであるとし、外傷性脳損傷と本件災害とに相当因果関係あり。」と述べているが、脳損傷が本件災害によって起きたとする客観的な根拠は示されておらず、当審査会としては同意見を採用することはできない。

請求人の傷病について、地方労災医員K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の頭部MR I 及び平成〇年〇月〇日頸椎MR I にて明らかな外傷性変化は認めない。」と述べており、また、労災協力医L医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の頭部CT スキャンは正常で、脳出血、脳挫傷の所見はない。平成〇年〇月〇日の頸椎MR I、平成〇年〇月〇日の脳MR I にも特記すべき脳挫傷などや脊髄損傷の所見はない。」と述べ、さらに、地方労災医員M医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「脳、脊髄についてのMR I、CT では特変は認めない。」と、述べている。

請求人の症状については、労災協力医N医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平衡機能検査、眼振検査で異常を認めず、重心動揺検査では開眼、閉眼とも変化なく、ロンベルグ徴候は陰性と考える。」と述べており、地方労災医員P医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「めまい及び平衡機能障害の残存原因について、自覚症状はあるが、眼振、その他平衡機能検査にて異常所見を認めず、原因は頸椎由来が考えられる。」と述べている。

上記医師の意見から総合判断すると、当審査会としても、外傷性脳損傷と診断し得る明らかな根拠は認められないものであり、請求人に外傷性脳損傷が生じたとは認めることはできず、医学的にみて本件災害による傷病と相当因果関係を有する症状が発現したと認めることはできないものと判断する。

イ したがって、当審査会としては、請求人に発症したとする外傷性脳損傷は、再発の認定要件を満たしているとはいえず、本件災害による傷病が再発したものと認めることができないと判断する。

(4) なお、請求人らは、本件災害時、労働者であった旨を主張しているが、請求

人が発症したと主張する外傷性脳損傷が本件災害による傷病の再発と認められないことは上記のとおりであり、請求人が労働者であったか否かにより、その判断を左右するものではない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。